

議案第27号

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 自転車通行帯の構造の一般的技術的基準を定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）

には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、規則で定める。

第8条第1項及び第2項中「多い道路」を「多い第4種第1級の道路及び第4種第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「設けるものを除く」を「設ける道路を除く」に、「自転車道を設けるもの」を「自転車道又は自転車通行帯を設ける道路」に改め、同条第2項中「自転車道を設けるもの及び自転車歩行者道を設けるもの」を「自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路」に改める。

第37条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結した工事に係るものを含む。）については、この条例による改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前

の例による。